	代表者	管 理 者	従業員等
回覧印			

【 重 要 】

経営者、運賃交渉担当者の方へ回覧 をお願いします。

適正化事業課だより(第151号)

令和6年9月11日 (公社)熊本県トラック協会・適正化事業課

2024年9月の「価格交渉促進月間」の実施について

政府では、原材料価格やエネルギー価格、労務費等の大幅な上昇が下請価格に適切に反映されることを促すべく、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」**と定めており、その月間の終了後には、実際に価格交渉・転嫁が出来たか、下請事業者からのアンケート等によってフォローアップ調査し、その調査結果を取り纏めて公表するほか、評価が芳しくない事業者に対しては、所管大臣名で経営者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組が強化されております。

つきましては、経済産業省より、本年9月の「価格交渉月間」に係る発注側企業と受注側企業との間の価格交渉を 促進するための各種施策の周知依頼がありましたので、ご案内申し上げます。

この9月は2024年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとり大事な時期となります。 下請け中小企業が付加価値を確保することができるよう、コストの適切な価格転嫁に向けて積極的に 取り組む必要がある。 旨の通知もあっていることから、関係者の皆様におかれましては、本件に対するご理解と ご協力をお願いたします。

なお、昨年11月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な重協のための価格交渉に関する指針」が 公表されており、特に価格可なが難しいとされる労務費の適切な価格可なこついて、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示しています。

記

1. 価格交渉及び価格動家への積極的な対応

発注側企業におかれては、**下請中小企業振興法「振興基準」**に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には尾帯なく応じ、価格連線に積極外に応じる等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注企業に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格再稼サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 労務費に関する「指針」の周知、及び積極的な活用

発注側企業におかれては、「指針」に基づいて、受注側中小企業との価格交換に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその受注企業に対して価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。

受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査 (受注側中小企業への状況調査) へのご協力

9月下旬以降、受注側中小企業に対して行われる下記調査の対象となった企業におかれては、積極的に回答すること。

4.パートナーシップ構築宣言への参加

サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ 構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討し、既に宣言されている企業におかれて は、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

◇労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

◇下請中小企業振興法「振興基準」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf